

2026 年 7 月 30 日

トプコン 健康保険組合

8 月 1 日から受診時に必要なものが変わります ～旧健康保険証では受診できなくなります～

日頃より、当健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

厚生労働省より、7 月 31 日をもって、これまで認められていた「旧健康保険証」の暫定的な利用を終了する旨の事務連絡がありました。

これまでは、旧健康保険証を持参した場合でも、オンライン資格確認により被保険者資格が確認できれば保険診療として受診できる特例措置が設けられていましたが、この特例措置は令和 8 年 7 月 31 日で終了しますので、ご注意ください。

■ 8 月 1 日以降、医療機関・薬局で提示が必要となるもの

- マイナ保険証（健康保険利用登録済みのマイナンバーカード）

または

- 資格確認書（健康保険組合から交付） ※有効期間切れにご注意ください。

- ✕ 旧健康保険証だけでは受診できません

資格確認ができない場合は、一時的に医療費を全額自己負担で支払いいただく場合があります。

マイナ保険証とは

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

利用登録方法はこちらをご覧ください。

➡ [マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省](#)

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない方などには、健康保険組合から「資格確認書」を交付しています。

医療機関・薬局では、資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

資格確認書には有効期限がありますので、受診される際には、事前に有効期限をご確認ください。

■ 今一度、ご確認ください！

- ☐ マイナ保険証を利用登録していますか？
- ☐ （マイナ保険証をお持ちでない方）資格確認書はお手元にありますか？

ご不明な点は健康保険組合まで

受診当日に慌てることがないよう、この機会にお手元の資格確認書類をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、健康保険組合までお気軽にお問い合わせください。

以上